

計画作成年度	令和3年度
計画主体	印西市

印西市鳥獣被害防止計画

※本計画は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づくものであり、鳥獣による農作物被害へ対処するための総合的かつ効果的な被害防止施策を実施するために定められているものです。

<連絡先>

担当部署名 印西市環境保全課
所在地 印西市大森2364-2
電話番号 0476-33-4439
FAX番号 0476-42-7242
メールアドレス kankyoka@city.inzai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、スズメ、カラス類、カモ類、キジ、コブハクチョウ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	印西市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額	面積
イノシシ	水稲、豆類、いも類、たけのこ	11,610千円	1,039 a
アライグマ	野菜	15千円	1 a
ハクビシン	豆類、野菜、果樹	247千円	21 a
タヌキ	豆類、野菜、果樹	98千円	17 a
スズメ	水稲	176千円	17 a
カラス類	豆類、野菜	121千円	28 a
カモ類	水稲	93千円	9 a
キジ	豆類、野菜	19千円	12 a
コブハクチョウ	水稲	73千円	6 a

(2) 被害の傾向

イノシシ

印旛地区全域、本埜地区の一部、印西地区の一部に生息しており、生息域の広域化に伴い、被害も広範に及んでいる。被害は高止まりしている状況である。

水田の畦畔の掘り返しの他、12月～4月にタケノコ、6月～9月に水稲、9月～11月にイモ類、栗、柿、落花生等に被害が発生している。

住宅の庭への侵入が頻発し、土や植木等が掘り返されており、生活環境被害も発生している。また、明るい時間帯での目撃情報も頻発しており、人身被害の危険性も高まっている。

アライグマ、ハクビシン、タヌキ

農作物被害は畑作物の収穫期に被害が集中している。主な作物としてトウモロコシ、スイカ、トマト、キュウリ、ブドウ、梨等が食害を受けている。

市内全域に生息しており、住宅地、納屋などの生活環境被害や空き家への侵入も発生している。

スズメ、カラス類、カモ類、キジ、コブハクチョウ

稲、落花生、トウモロコシ、スイカ、ブドウなどの作物に被害が発生している。根本的な防除対策が行われていないため、被害は横ばいである。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
	被害数値			
	金額	面積	金額	面積
イノシシ	11,610千円	1,039 a	10,449千円	936 a
アライグマ	15千円	1 a	13千円	1 a
ハクビシン	247千円	21 a	222千円	18 a
タヌキ	98千円	17 a	88千円	15 a
スズメ	176千円	17 a	158千円	15 a
カラス類	121千円	28 a	108千円	25 a
カモ類	93千円	9 a	83千円	8 a
キジ	19千円	12 a	17千円	10 a
コブハクチョウ	73千円	6 a	65千円	5 a
合計被害金額	12,452千円	1,150 a	11,203千円	1,033 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>イノシシの捕獲を印西猟友会に委託し、わなによる捕獲を実施している。印西市有害鳥獣被害防止対策協議会が実施する有害獣被害防止対策事業に対して市より補助金を交付し、箱わなを購入している。</p> <p>捕獲した個体は概ねクリーンセンターへ搬入し、焼却処分をしている他、一部自家消費をしている。</p> <p>【箱わな購入状況】※全て協議会 平成30年度 40基 令和元年度 19基 令和2年度 1基</p> <p>【困いわな購入状況】※全て協議会 平成30年度 2基</p> <p>アライグマ、ハクビシン、タヌキの捕獲・回収は公益社団法人印西市シルバー人材センターに委託しており、捕獲依頼に迅速に対応できる体制を構築してい</p>	<p>イノシシの捕獲数及び被害が高止まりしていることや、捕獲従事者の高齢化による捕獲従事者の減少が懸念されることから、新たな担い手の確保と育成が必要である。</p>

	<p>る。</p> <p>小動物用箱わなを千葉県より借用する他、市で購入し、捕獲を実施している。</p> <p>捕獲した個体はクリーンセンターへ搬入し、焼却処分をしている。</p> <p>【小動物用箱わな購入状況】</p> <p>令和2年度 30基</p> <p>スズメ、カラス類、カモ類の捕獲を印西猟友会に委託し、銃による捕獲を実施している。</p> <p>捕獲した個体はクリーンセンターへ搬入し、焼却処分をしている。</p> <p>コブハクチョウは、職員が圃場に侵入した個体の追払い等を実施している。</p>	<p>頻りに圃場へ侵入しており、被害が深刻化しているため、追払い等に多くの負担を強いられている。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>イノシシ用の防護柵について、印西市有害鳥獣被害防止対策協議会が実施する有害獣被害防止対策事業に対して市より補助金を交付し、電気柵の導入を実施している。地域ぐるみで協力し、設置及び維持管理を行える集落を対象に、電気柵の導入を行っている。</p> <p>【電気柵整備状況】</p> <p>平成30年度 79,640m</p> <p>令和元年度 39,950m</p> <p>令和2年度 3,000m</p> <p>コブハクチョウ用の防護柵について、市で資材を購入し、試験的に設置を行い、対策を実施した。</p> <p>【物理柵整備状況(試験実施)】</p> <p>令和2年度 140m</p>	<p>イノシシ用電気柵設置後の維持管理に対する確認及び指導を徹底する必要がある。</p> <p>効果的な防護柵の設置方法について確立されていない。</p>

(5) 今後の取組方針

総合的な対策として捕獲・防除・生息環境管理を実施していく。実施にあたり、専門知識を有する者から助言を受け、効果的な対策を進めていく。また、地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう研修や講習会、広報等により被害防止対策の周知を図るとともに、集落ぐるみの体制づくりを進めていく。イノシシについては、市街地周辺においても目撃情報が寄せられているため、「市街地におけるイノシシ等対策マニュアル」に基づき、市街地出没時の体制について整備するとともに、地域住民に対して徹底した周知をしていく。

【捕獲】

イノシシについては、ICT機器を十分に活用するなどし、捕獲効率を高める。

高齢化により捕獲従事者数の減少が見込まれるので、安定的な捕獲体制の維持のために、狩猟免許の取得に係る助成金を活用し、新たな捕獲従事者の確保及び育成に努める。

【防護】

被害発生地区で防護柵未設置の場合、導入を進めていく。設置済みの地区では、十分な効果が発揮されるよう、維持管理の指導を実施していく。また、電気柵設置から相当年数経過している地区では、再整備について検討をしていく。

【生息環境管理】

市内において増加している耕作放棄地や林縁等の草刈りを実施し、また放任農作物、放任果樹、収穫残渣や生ごみの適正な処分について周知し、野生鳥獣にとって棲みづらい環境づくりを促進していく。

コブハクチョウに関しては、農作物被害の抑制を図るため、千葉県及び関係市と協議しながら、対策を実施していく。追払い等にあたっては、被害農家が主体となって実施する体制を構築していく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
被害状況等を基に関係機関と連携し、適正な捕獲に努める。 特にイノシシは、千葉県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、未被害地域への拡大、拡散を全力で阻止するとともに、市内全域で計画的かつ効率的な捕獲を行う。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	900頭	1,000頭	1,000頭
アライグマ	50頭	50頭	50頭
ハクビシン	150頭	200頭	200頭
タヌキ	200頭	250頭	250頭
スズメ	25羽	25羽	25羽
カラス類	50羽	50羽	50羽
カモ類	25羽	25羽	25羽
コブハクチョウ ※追払い等	30羽	30羽	30羽

捕獲等の取組内容	
イノシシ	: 被害情報、目撃情報等を基に、箱わなやくくりわなを主体とした捕獲を通年実施する。併せて、地域住民が中心となった捕獲体制を構築する。
アライグマ	: わなによる駆除を実施する。(通年)
ハクビシン	: わなによる駆除を実施する。(通年)
タヌキ	: わなによる駆除を実施する。(通年)
スズメ	: 銃器による駆除を実施する。(年間4回一斉捕獲)
カラス類	: 銃器による駆除を実施する。(年間4回一斉捕獲)
カモ類	: 銃器による駆除を実施する。(年間4回一斉捕獲)
コブハクチョウ	: 玉網やロープを使用し、追払い等を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

被害状況を勘案し、許可権限委譲について検討する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	電気柵 20,000m	電気柵 20,000m	電気柵 20,000m

(2) その他被害防止に関する取組

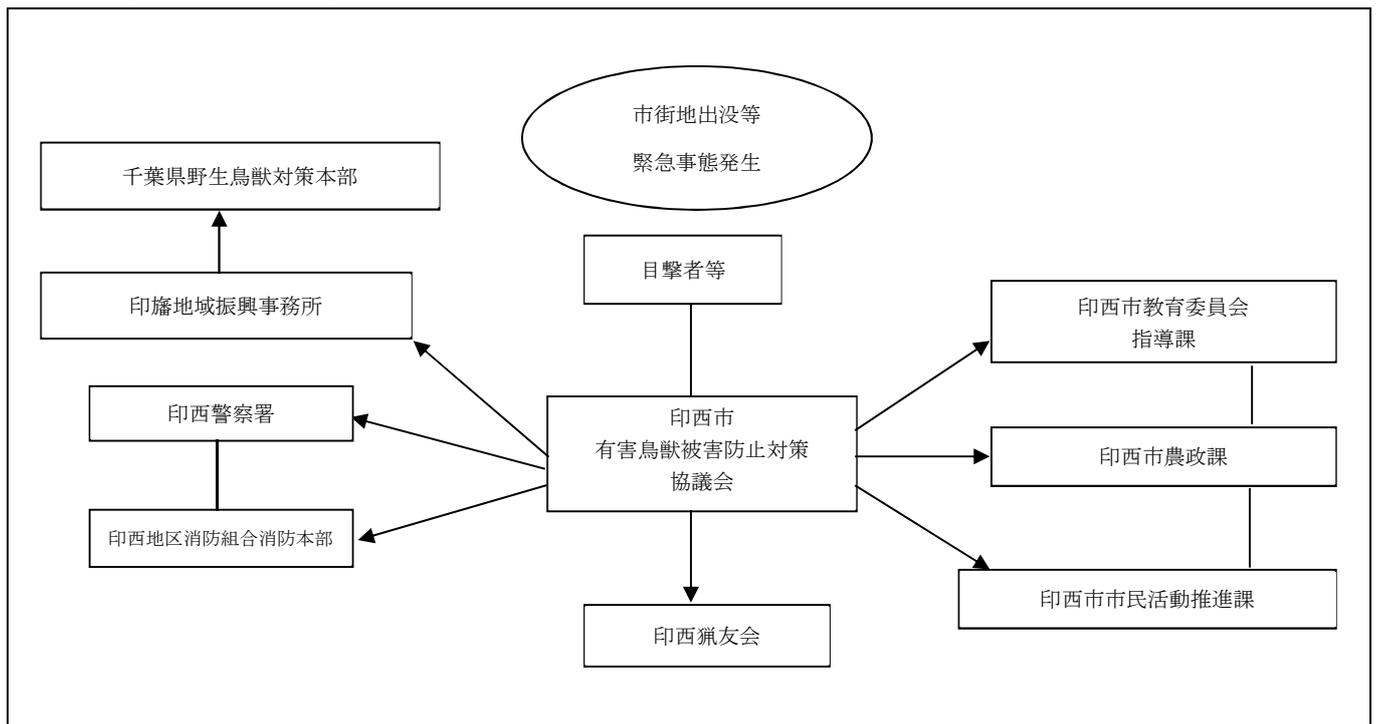
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ ・アライグマ ・ハクビシン ・タヌキ ・スズメ ・カラス類 ・カモ類 ・コブハクチョウ 	<p>市内において増加している耕作放棄地や林縁等の草刈りを実施し、また放任農作物、放任果樹、収穫残渣や生ごみの適正な処分について周知し、野生鳥獣にとって棲みづらい環境づくりを促進していく。</p> <p>地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう研修や講習会、広報等により被害防止対策の周知を図る。</p>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ ・アライグマ ・ハクビシン ・タヌキ ・スズメ ・カラス類 ・カモ類 ・コブハクチョウ 	<p>市内において増加している耕作放棄地や林縁等の草刈りを実施し、また放任農作物、放任果樹、収穫残渣や生ごみの適正な処分について周知し、野生鳥獣にとって棲みづらい環境づくりを促進していく。</p> <p>地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう研修や講習会、広報等により被害防止対策の周知を図る。</p>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ ・アライグマ ・ハクビシン ・タヌキ ・スズメ ・カラス類 ・カモ類 ・コブハクチョウ 	<p>市内において増加している耕作放棄地や林縁等の草刈りを実施し、また放任農作物、放任果樹、収穫残渣や生ごみの適正な処分について周知し、野生鳥獣にとって棲みづらい環境づくりを促進していく。</p> <p>地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう研修や講習会、広報等により被害防止対策の周知を図る。</p>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項（市街地等に出没等し、緊急的な対策を講じなければならない場合）

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部 印旛地域振興事務所	捕獲許可及び捕獲指導 対策の推進 情報収集
印西警察署	個人の生命、身体及び財産の保護 情報収集
印西地区消防組合消防本部	人命救助 情報収集
印西市	対策の推進 情報収集
印西猟友会	有害鳥獣捕獲の実施 対策の推進 情報収集

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

止め差し後、印西クリーンセンターでの焼却処分を行うことを基本とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシは全頭捕獲することを目標としているため、食品等への利活用は検討しない。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	印西市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
印西市環境保全課	・被害防止計画の策定 ・事務局
印西市農政課	・連携協力 ・情報提供
印西市市民活動推進課	・連携協力 ・情報提供
印西市教育委員会指導課	・連携協力 ・情報提供
西印旛農業協同組合	・被害状況調査 ・情報提供
北総農業共済組合	・被害状況調査 ・情報提供
鳥獣保護管理員	・鳥獣の保護管理に関する事項 ・駆除時の従事者に対する指導
印西獵友会	・有害鳥獣駆除 ・パトロール
印西市農業委員会 農業委員・農地利用最適化推進委員	・被害状況調査 ・情報提供
印西警察署	・情報提供 ・個人の生命、身体及び財産の保護
合同会社AMAC	・専門的知見に基づく意見 ・情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
千葉県印旛地域振興事務所	捕獲許可及び捕獲指導
千葉県印旛農業事務所	防護柵設置に係る指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣による被害が改善されていない状況であり、抜本的な体制の改善が必要である。先進事例を参考に、実施隊を含めた新たな体制整備についての計画を作成するとともに、関係機関と協議をしながら、設置を進めていく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項
(省略)

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本計画に記載のない鳥獣による被害が発生した場合や、被害対策等に重要な変更が生じた場合は、その都度、関係機関と協議を行い、計画の見直しを行うものとする。

市街地等への出没が懸念されることから、日頃より出没時の対応について関係機関と調整を図るものとする。